第２２期　第８回　佐賀県内水面漁場管理委員会

日　時　　令和８年７月３０日（木）　１４時００分から

場　所　　佐賀市城内１丁目１番５９号

佐賀県庁新館１０階　農林水産部内会議室（部長室横）

次　　第

１　開　会

２　会長挨拶

３　議　事

（１）張網による許可方針（案）について（諮問）　ｐ１～９

（２）よせ網による許可方針（案）について（協議）ｐ１０～１５

（３）その他

４　閉　会

出席者名簿

佐賀県内水面漁場管理委員会

会　長	柴山　雅洋	様
委　員	中村　さやか	様
委　員	犬塚　加代子	様
委　員	森田　忠光	様
委　員	江頭　大幸	様
委　員	草野　剛	様
委　員	今川　一洋	様

海区漁業調整委員会事務局

事務局長	荒巻　裕

佐賀県農林水産部漁業調整担当

係　長	伊藤　毅史
主　事	山本　慎太郎

議題１

水産第 1790 号
令和８年７月 23 日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長　　柴山　雅洋　様

佐賀県知事　山口　祥義

張網による採捕許可方針（案）について（諮問）

張網による採捕につきましては、令和７年１２月３０日で許可の有効期間が満了しています。

ついては、張網による採捕許可方針について別添許可方針（案）のとおり許可期間を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第３３条第５項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課　山本）

張網による採捕許可方針（案）

1　採捕の種類

張網（ふくろ網を含む。）による水産動植物の採捕

2　許可の対象

(1)　令和7年１２月３０日現在に、張網による採捕の許可を受けていた者とし、それ以外の者への許可は、原則として認めない。

ただし、次の場合はこの限りでない。

①　内水面漁場管理委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合

②　相続による承継の場合（ただし、２親等以内とする。）

(2) 次の各号のいずれにも該当しない者とする。

①　漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

②　暴力団員等であること。

③　法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。

④　暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

3　採捕の区域

塩田川

4　採捕の期間

令和8年９月２５日から令和8年１２月３０日まで

5　許可の有効期間

許可の日から令和8年１２月３０日まで

6　条件

(1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。

(2) 採捕を行うときは、許可証を携帯するとともに腕章を着用しなければならない。

(3) 設置する漁具は１統に限る。

(4)　漁具の設置にあたっては、川の流幅の５分の１以上を水産動物の通路として開けなければならない。

(5) 設置する漁具の網目は１６節以下（目合い２㎝以上）でなければならない。

(6) 漁期終了後、直ちに漁具を撤去し、原形に復さなければならない。

(7)　漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。

7　採捕実績の報告

採捕実績は、許可の更新時に報告しなければならない。

報告がない場合又は実績がない場合は、当該許可を取り消すことがある。

8　この許可方針は、令和8年　月　　日から施行する。


今川橋下流
（漁具設置箇所）
塩田橋
式南橋
唐泉橋下流
（漁具設置エリア）
塩出町大字大草野
万才
中通
牛坂
嬉野市
角ノ谷
塩田町大字五町田
西念寺
南下
塩吹
町分
塩田幼稚園
樋口病院
熊野
市役所塩田庁舎
大草野小
南上
食事処田園
塩田小
専立寺
谷
篠岳
老人ホーム済昭園
和泉式部公園
一位原
塩田町大字大草野
南
畦川内
中原商会
五町田小
塩田町大字五町田
嬉野町大字下野
塩田町大字馬場下
塩田町大字谷所
レイヤー

○令和７年度張網（ふくろ網）採捕許可者の令和６年度採捕実績一覧

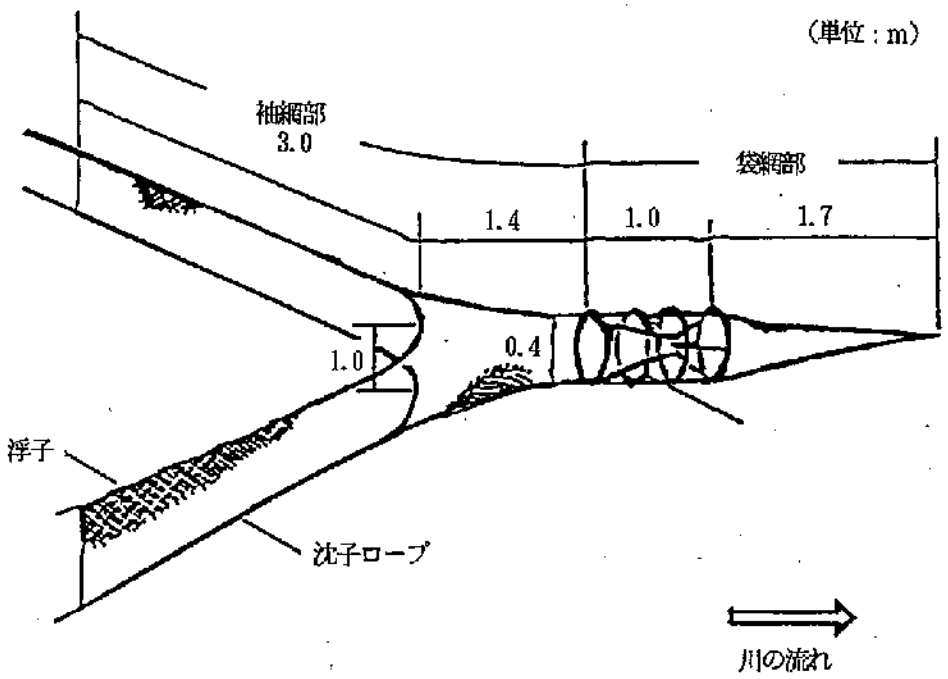
許可番号	氏名	網設置日数（単位：日）					魚種別漁獲量（単位：匹）		
		9月	10月	11月	12月	合計	ウナギ	モクズガニ	その他
7001	[redacted]	0	0	0	0	0	0	0	0
7002		6	31	30	30	97	15	75	0
						R6実績	15	75	0

よ せ 網 採 捕 許 可 台 帳

年度	許可番号 （許可月日）	氏名又は名称 採捕の区域	住所 制限又は条件	操業期間 自	操業期間 至	有効期間 自	有効期間 至	漁獲対象
8	1001 （R8.9.16）	[redacted]		10月1日	翌年 4月15日	令和8年 10月1日	令和11年 4月15日	コイ、フナ
		佐賀市のうち北川副町、巨勢町及び兵庫町、佐賀市川副町のうち旧西川副村及び中川副村	(1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。 (2) 使用する網は、幅2．1メートル、長さ30メートル以下のもの1統とする。 (3) 使用する網は、かえしたな10センチメートル以下、網目15センチメートルにつき7節以下(目合5センチメートル以上)でなければならない。 (4) 採捕の際は、県が定める標旗を採捕する場所の最も高い地面から2メートル以上の高さに掲げなければならない。 (5) 漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。					
8	1002 （R8.9.16）	[redacted]		10月1日	翌年 4月15日	令和8年 10月1日	令和11年 4月15日	コイ、フナ
		みやき町のうち旧三根町一円	(1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。 (2) 使用する網は、幅2．1メートル、長さ30メートル以下のもの1統とする。 (3) 使用する網は、かえしたな10センチメートル以下、網目15センチメートルにつき7節以下(目合5センチメートル以上)でなければならない。 (4) 採捕の際は、県が定める標旗を採捕する場所の最も高い地面から2メートル以上の高さに掲げなければならない。 (5) 漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。					

漁具・漁法の名称：張　網

漁具の構造：袖網及び袋網から成り、途中に竹の枠と反しが付いている。
網目：1cm（目合：2cm）



漁　法：両袖を付けた網筌で網の入口を河川の下流に向かって敷設し、河川を下るかにやうなぎを捕る。
袖網の代わりに栗石を置く場合もある。

漁　期：9月～11月

対象魚：もくずがに、うなぎ

主な河川又は湖沼：塩田川

地方名称及び由来：ふくろ網

佐賀県漁業調整規則（抜粋）

（内水面における水産動植物の採捕の許可）
第33条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。
(1) やな
(2) 魚ぜき
(3) 建網（建切網、建干網及び張切網を含む。）
(4) 流刺網
(5) 張網（ふくろ網を含む。）
(6) よせ網（地びき網を含む。）
(7) すっぽん筌
(8) 鉾（すっぽんをとることを目的とするものに限る。）
(9) 投網（船舶を使用する場合に限る。）
(10) う使（う飼）
２ 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
(1) 第４条第１項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合
(2) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
(3) 法第170条第１項の遊漁規則に基づいて採捕する場合
３ 第１項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(2) 採捕の種類
(3) 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
(4) 漁具の数及び規模
(5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
(6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
(7) その他参考となるべき事項
４ 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。
(1) 申請者が第10条第１項第１号から第４号までのいずれかに該当する者である場合
(2) 漁業調整のため必要があると認める場合
５ 採捕の許可の有効期間は、３年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、３年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

６ 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。
７ 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から６月間又は引き続き１年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。
８ 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第23条第１項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第１項の規定による指示若しくは同条第11項の規定による命令により第１項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。
９ 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
(1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
(2) 採捕に従事する者の氏名及び住所
(3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
(4) 許可の有効期間
(5) 条件
(6) その他参考となるべき事項
10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。
11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。
12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。
13 第８条第２項、第９条第２項及び第３項、第13条、第20条第３項、第22条、第23条並びに第 26 条から第 30 条までの規定は、採捕の許可について準用する。

内水面採捕―許可状況（Ｒ８．７．１現在）※現在許可があるものに色付け

採捕の種類 （第 33 条）	期　　間		許可方針 （施行年月日）	許可数 （定数）		委員会 審議月
（1）　やな	1 年 R8.2.10～R8.4.20		○ R7.11.28	0 名		12 月
（2）　魚ぜき				―		―
（3）　建網 （建切網、建干網及び張切網を含む。）	3 年 R8.2.1～R11.1.31		○ R7.11.28	1 名		12 月 (3 年毎)
（4）　流刺網	1 年 R8.5.1～R8.7.20		○ R5.3.2	76 名 (137)		2 月
（5）　張網 （ふくろ網を含む。）	1 年 R7.9.25～R7.12.30		○ R5.8.4	2 名		7 月
（6）　よせ網 （地びき網を含む。）	3 年 R5.10.1～R8.4.15		○ R5.8.7	3 名 (15)		7 月 (3 年毎)
（7）　すっぽん筌	3 年 H29.4.1～R2.3.31		○ 29.3.10	―		3 月 (3 年毎)
（8）　鉾 （すつぽんをとることを目的とする場合に限る。）	3 年 H29.4.1～R2.3.31		○ 29.3.10	―		3 月 (3 年毎)
（9）　投網 （船舶を使用する場合に限る。）			○ 20.5.26	―		―
(10)　う使（う飼）				―		―

許可方針を定めるにあたって

諮問：　３年より短い許可の有効期間を定めるとき（第３３条第５項）は内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

協議：　上記以外の場合

議題2

水産第 1804 号
令和８年７月 23 日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会　　長　　柴山　雅洋　様

佐賀県知事　山口　祥義

よせ網による採捕許可方針（案）について（協議）

よせ網による採捕につきましては、令和８年４月１５日で許可の有効期間が満了しています。

ついては、よせ網による採捕許可方針について別添許可方針（案）のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課　山本）

よせ網による採捕許可方針（案）

1　採捕の種類

よせ網（地びき網を含む。）による水産動植物の採捕

2　許可の対象

(1) 令和８年４月１５日現在に、よせ網による採捕の許可を受けている者とし、それ以外の者への許可は、原則として認めない。

ただし、次の場合はこの限りでない。

①　許可枠数に残枠が生じた場合であって、内水面漁場管理委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合

②　相続による承継の場合（ただし、２親等以内とする。）

(2) 次の各号のいずれにも該当しない者とする。

①　漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

②　暴力団員等であること。

③　法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。

④　暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

3　採捕の区域

採捕の区域は、令和８年４月１日時点のよせ網による採捕の操業区域とし、拡張は原則として認めない。

4　採捕の期間

１０月１日から翌年４月１５日まで

5　許可の有効期間

令和８年１０月１日から令和１１年４月１５日まで

6　許可枠数

１５件以内

7　制限又は条件

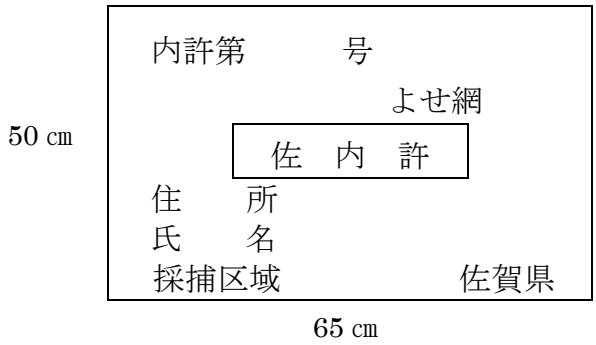
(1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。

(2) 使用する網は、幅２．１メートル、長さ３０メートル以下のもの１統とする。

(3) 使用する網は、かえしたな１０センチメートル以下、網目１５センチメートルにつき７節以下(目合５センチメートル以上)でなければならない。

(4) 採捕の際は、県が定める標旗を採捕する場所の最も高い地面から２メートル以上の高さに掲げなければならない。

(5) 漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。



8　採捕実績の報告

採捕実績は、許可の更新時に報告しなければならない。

報告がない場合又は実績がない場合は、当該許可を取り消すことがある。

9　この許可方針は、令和８年　月　　日から施行する。

令和8年度張網（ふくろ網）
採捕許可台帳

年度	許可番号	氏名又は名称	住　所	操業期間		有効期間		漁獲対象
				自	至	自	至	
	（許可月日）	採 捕 の 場 所	条　件					
8	7001 （R8.9.24）	[redacted]		令和8年 9月25日	令和8年 12月30日	令和8年 9月25日	令和8年 12月30日	ウナギ モクズガニ
		式南橋上流落合より塩田橋下流町浦に至る間のうち今川橋下流	(1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。 (2) 採捕を行うときは、許可証を携帯するとともに腕章を着用しなければならない。 (3) 設置する漁具は1統に限る。 (4) 漁具の設置にあたっては、川の流幅の5分の1以上を水産動物の通路として開けなければならない。 (5) 設置する漁具の網目は16節以下（目合い2㎝以上）でなければならない。 (6) 漁期終了後、直ちに漁具を撤去し、原形に復さなければならない。 (7) 漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。					
8	7002 （R8.9.24）	[redacted]		令和8年 9月25日	令和8年 12月30日	令和8年 9月25日	令和8年 12月30日	ウナギ モクズガニ
		式南橋上流落合より塩田橋下流町浦に至る間のうち唐泉橋下流	(1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。 (2) 採捕を行うときは、許可証を携帯するとともに腕章を着用しなければならない。 (3) 設置する漁具は1統に限る。 (4) 漁具の設置にあたっては、川の流幅の5分の1以上を水産動物の通路として開けなければならない。 (5) 設置する漁具の網目は16節以下（目合い2㎝以上）でなければならない。 (6) 漁期終了後、直ちに漁具を撤去し、原形に復さなければならない。 (7) 漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。					
8	7003 （R8.9.24）	[redacted]		令和8年 9月25日	令和8年 12月30日	令和8年 9月25日	令和8年 12月30日	ウナギ モクズガニ
		式南橋上流落合より塩田橋下流町浦に至る間のうち橋山橋の下流100m	(1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。 (2) 採捕を行うときは、許可証を携帯するとともに腕章を着用しなければならない。 (3) 設置する漁具は1統に限る。 (4) 漁具の設置にあたっては、川の流幅の5分の1以上を水産動物の通路として開けなければならない。 (5) 設置する漁具の網目は16節以下（目合い2㎝以上）でなければならない。 (6) 漁期終了後、直ちに漁具を撤去し、原形に復さなければならない。 (7) 漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。					

●よせ網採捕実績（令和２年～令和５年）

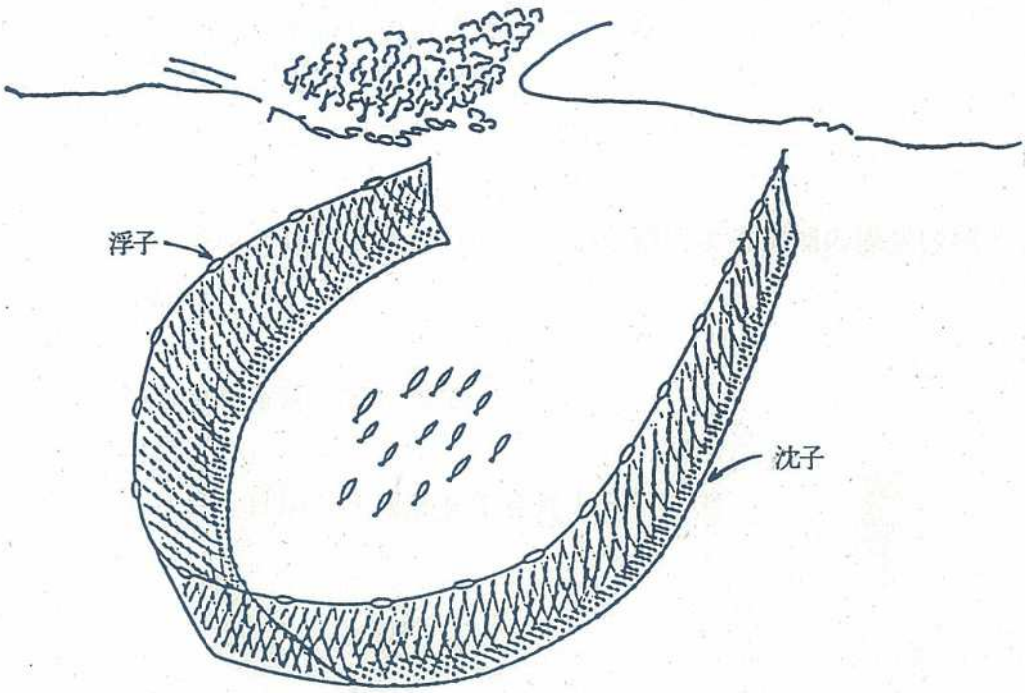
氏名										
		操業日数	漁獲量	漁獲物の種類	操業日数	漁獲量	漁獲物の種類	操業日数	漁獲量	漁獲物の種類
令和２年	１０月	０日	０kg		６日	１８０kg	フナ、コイ	０日	０kg	
	１１月	０日	０kg		１２日	２４０kg	フナ、コイ	０日	０kg	
	１２月	１日	２kg	フナ	１４日	２５０kg	フナ、コイ	１０日	１００kg	フナ
令和３年	１月	０日	０kg		１２日	２４０kg	フナ、コイ	６日	４０kg	フナ
	２月	０日	０kg		１０日	２００kg	フナ、コイ	５日	３０kg	フナ
	３月	０日	０kg		０日	０kg		０日	０kg	
	４月	０日	０kg		０日	０kg		０日	０kg	
	合計	１日	２kg	フナ	４８日	１１１０kg	フナ、コイ	２１日	１７０kg	フナ

令和３年	１０月	０日	０kg		５日	１５０kg	フナ、コイ	０日	０kg	
	１１月	０日	０kg		１０日	２８０kg	フナ、コイ	０日	０kg	
	１２月	０日	０kg		１５日	３５０kg	フナ、コイ	０日	０kg	
令和４年	１月	０日	０kg		１０日	２００kg	フナ、コイ	０日	０kg	
	２月	０日	０kg		８日	１２０kg	フナ、コイ	０日	０kg	
	３月	０日	０kg		０日	０kg		０日	０kg	
	４月	０日	０kg		０日	０kg		０日	０kg	
	合計	０日	０kg		４８日	１１００kg	フナ、コイ	０日	０kg	

令和４年	１０月	０日	０kg		１０日	２２０kg	フナ、コイ	０日	０kg	
	１１月	０日	０kg		１２日	２５０kg	フナ、コイ	０日	０kg	
	１２月	０日	０kg		１６日	３５０kg	フナ、コイ	５日	３０kg	フナ
令和５年	１月	０日	０kg		１２日	２８０kg	フナ、コイ	４日	２０kg	フナ
	２月	０日	０kg		１０日	２２０kg	フナ、コイ	０日	０kg	
	３月	０日	０kg		５日	１００kg	フナ、コイ	０日	０kg	
	４月	０日	０kg		０日	０kg		０日	０kg	
	合計	０日	０kg		６５日	１３７０kg	フナ、コイ	９日	５０kg	フナ

漁具・漁法の名称：よせ網

漁 具 の 構 造：１枚の細長い帯状の網で、上辺に浮子、下辺に沈子が付いている。
網の長さ：27m、網丈：2.1m
網目：2.5cm（目合５cm）



漁　　法：水深1.0～1.5m位の堀やクリークで、水中に入りながら魚群を見て囲み、徐々に網を手繰りよせ、魚を一箇所に集めたところで網や素手等で捕獲する。

漁　　期：10月～翌年４月中旬

対 象 魚：こい、ふな、らいぎょ

主な河川又は湖沼：佐賀県東部の堀やクリーク

地方名称及び由来：よせ網
（網を徐々に手繰りよせて、魚を獲るところから「よせ網」と呼ばれている。）